

## 「地域支え合い型サービス」を行う団体に補助します！

高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支え合い型サービス（サービスB）を行う団体に対し、補助金を交付します。

今後、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する一方、介護の担い手不足が進んでいく中で、地域住民等が行う活動について、介護保険の制度として位置づけられた支援です。



✿ **受付期間** 令和3年4月1日から令和4年2月25日（金）まで

（現在通所サービス、移動サービスは受付をしておりません。再開時にお知らせします。）

### ✿ 補助対象団体

①自治会及び町内会 ②地区社会福祉協議会 ③シニアクラブ ④特定非営利活動法人 等

### ✿ 補助対象要件

年間5人以上の要支援1、2、事業対象者に原則1週間当たり1回以上実施すること

### ✿ 補助額

①立上げ経費 初年度のみ上限50,000円

②運営経費 通所サービス：年間上限 1月につき10,000円

移動サービス、訪問サービス：年間上限1月につき5,000円

### ✿ 補助対象サービス

#### 《地域支え合い型訪問サービス》

身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行うサービス

・環境整備 ・掃除 ・洗濯 ・ベッドメイク ・調理、配膳 ・買い物 など

#### 《地域支え合い型移動サービス》

身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、通院時の公共交通機関等の利用補助や地域支援事業参加の送迎を行うサービス

・通院等の付添い ・通所型サービスへの送迎 ・一般介護予防事業（S型デイサービス等）への送迎

#### 《地域支え合い型通所サービス》

住民主体の趣味活動、交流、会食、体操、運動等の自主的な通いの場を提供するサービス

・送迎 ・健康チェック、体調確認 ・昼食 ・おやつ  
・体操 ・くつろぎ（テレビ、歓談） ・レクリエーション など



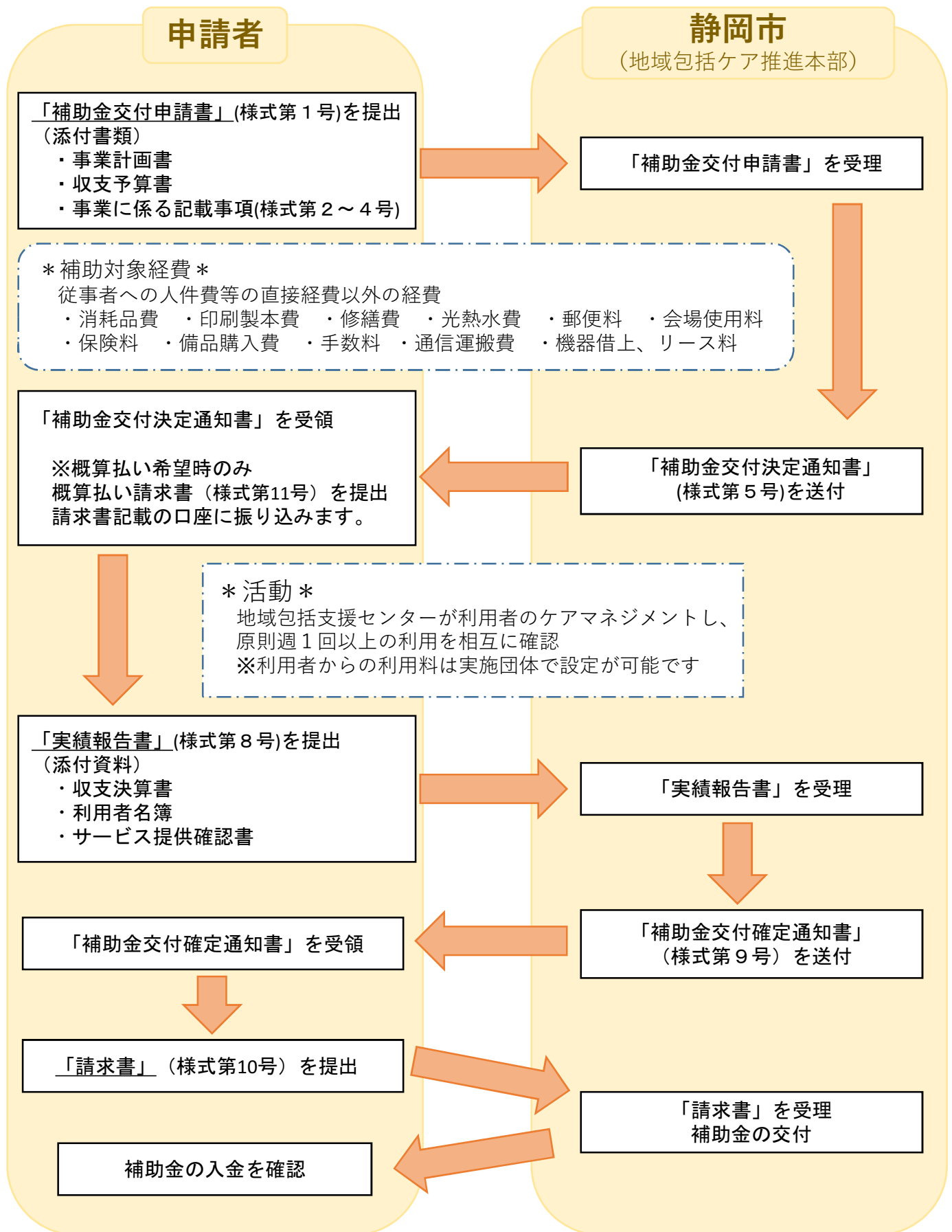
#### 《問合せ・申請先》

静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部（静岡市役所 新館14階）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL：054-221-1203 FAX：054-221-1577

## ❁ 申請手続きの流れ



申請書の入手方法、事業の詳細等については下記ホームページをご覧ください。  
 静岡市地域包括ケア推進本部【介護予防・日常生活支援総合事業】ホームページ  
 URL: [https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003277.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003277.html)